

弘前市手話言語条例素案に対するパブリックコメントの結果について

募集期間：平成29年12月21日～平成29年1月4日

応募件数：4件

番号	応募方法	募集要件	意見等	回答
1	持参	・弘前市内に事務所等を有する人または団体等	<p>1 第7条 就労支援の条文内容を厚くする。 理由 市だけが支援に取り組むのではなく、市内の他の事業所も自ら積極的に取り組んでほしいため。</p> <p>2 財政措置に関する条文を追加する。 理由 手話に関する施策を積極的に推進するために、予算の確保を積極的をお願いしたい。この条文が無ければ、予算が無いのでできないと言ってしまうのを危惧している。</p> <p>3 条例の見直しに関する条文を追加する。 条例を見直しして直していくことを前提にして、それがス</p>	<p>1 ご指摘のとおり、就労支援につきましては事業者も自ら積極的に取り組んでいくことは、本市としても大切であるものと考えております。 そのためには、事業者の理解が必要であり、その理解を深めていくにはある程度時間がかかることから、今回の条例制定にあたり条項として盛り込むことは考えておりません。 本市では今後、市内の事業者を対象とした障がい者差別の解消や合理的配慮の提供に関する研修会等を実施するなど、障がい理解に対する機運が高まるよう努め、ろう者もろう者以外の者もお互いに理解し合い、協力し合って施策の推進に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>2 本市では全ての条例において財政措置に関する規定を明文化していないため、本条例もそれに倣ったものです。ただ、これまで健康福祉部で所管する条例に関する様々な施策を展開してきており、本条例につきましても今後施策を推進するうえで予算の確保に努めてまいります。</p> <p>3 本市では全ての条例において条例の見直しに関する規定を明文化していないため、本条例もそ</p>

			<p>ムーズになるよう、2年に1度くらいで検討する機会を設けることを約束してほしい。</p>	<p>れに倣ったものです。ただ、協議の場を継続的に設け、内容等については毎年度検証してまいります。</p>
2	持参	<ul style="list-style-type: none"> ・弘前市内に住所を有する人 ・弘前市内に事務所等を有する人または団体等 ・弘前市内に勤務する人 ・本条例素案に利害関係を有する人 	<p>労働：大手業者、新人教育環境がある職場はろう者と対応の仕方の教育。 面談、教育、研究、社長挨拶等貴重な場面では手話通訳をつける。(会社1000人に対して手話通訳2名配置が望ましい)</p> <p>生活：コンビニやマーケット等のレジ打ちの方は「ありがとう」の手話マニュアル。 電話しか置いてない会社(出前、タクシー、フリーダイヤル)に対してテレビ電話やLINEで第3を通してリレーやり取りする。</p> <p>娯楽：津軽落語の手話版のイベント。 桜祭り期間…ガイドがろう者の観光案内。(市の案ですが非常に◎)</p> <p>教育：小中学校…手話のゲームを通して、手話に対する偏見をなくす。</p>	<p>ご意見につきましては施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p>

			<p>ろう学校…手話検定に取得した方はば教員は教えることができる。</p> <p>ろう者のOBの方、生徒に手話教育を通して学力を高める。</p>	
3	Eメール	<p>・本条例素案に利害関係を有する人</p>	<p>・第3条について、大阪府手話言語条例より参考してほしい 【大阪府の参考】 第3条（手話の習得の機会の確保）聴覚障がい者が、乳幼児期から、その保護者と共に手話を習得することのできる機会の確保。</p> <p>・弘前市の観光は一番関心が高い（ねふた祭り、文化、歴史などの日本一の有名）。しかし情報アクセスがないため、以下のとおり意見です、条例の追加「情報へのアクセス」を付けること。 【埼玉県手話言語条例の参考に。】 （情報へのアクセス） 市は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得することができるよう、情報通信技術の活用に配慮しつつ、手話を用いた情報発信の推進に努めるものとする。</p> <p>2 市は、災害その他非常の事態の場合に、ろう者が手話等により必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>ご意見の「手話の習得の機会の確保」につきましては、第6条第1号「手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策」に含んでおります。</p> <p>「情報へのアクセス」につきましては、第6条第2号「市民が手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策」に含んでおります。</p>

		<p>・弘前ろう学校について、以下の通り意見です。（青森県教育委員会では、青森県と弘前市と共に活性を考えてもらいたい。）</p> <p>条例の以下の通り追加すること。</p> <p>【埼玉県手話言語条例の参考に。】</p> <p>第 11 条聴覚障害のある幼児、児童又は生徒（以下この条において「ろう児等」という。）が通学する学校の設置者は、当該ろう児等が手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 ろう児等が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、当該ろう児等及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。</p> <p>3 ろう児等が通学する学校の設置者は、前二項に規定する事項を推進するため、手話の技能を有する職員（ろう者の教員を含む。）の確保及び教員の専門性の向上に関する研修等に努めるものとする。</p> <p>4 県は、学校において、ろう児等とろう児等以外の児童及び生徒との交流の機会を充実させることにより、その相互理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。</p> <p>5 県は、学校において、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、手話に関する啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>※弘前市内の大学が多数ある連携して（仮称）弘前市手話言語条例に関する活躍してほしい。手話の理解、知識を広めたいとのこと。</p>	<p>「弘前ろう学校」につきましては、「青森県立弘前聾学校」に関するご指摘かと思われませんが、市の条例において県が設置者である聾学校について特に条項を設けることは適切ではないものと考えます。なお、教育関係につきましては第6条第1号「手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策」に含んでおります。</p> <p>それぞれのご意見につきましては施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p>
--	--	---	---

4	Eメール	<p>・本条例素案に利害関係を有する人</p>	<p>私は弘前市出身、弘前聾学校幼稚部～小学部～中学部に在籍していました。子どもたちも聾者でそのうちの一人は弘前市に住んでいます。また現在埼玉県<small>の</small>聾学校幼稚部教諭として勤務しており、このことから手話言語条例に関する事で強く意見を言わせて頂きます。</p> <p>まず、聾者というのは人種の一つであり、この世に聾として誕生時から、また途中から聾になった乳幼児期に、手話言語という環境が当たり前であれば、発達的に聴こえる子どもたちと同等に言語形成としてしっかり概念がつくられるようになります。聴こえる子どもたちが耳から自然に津軽弁や日本語が入っていくように聾児も目で見て自然に手話を獲得していくことで、発達的にも聴こえる子と同等に育っていきます。そのためには、やはり、まず、聾学校に通う乳幼児、児童、生徒がしっかりした学力を身につけられるように、聾学校教員が自然体での手話をしっかり習得していく必要があります。もちろん、社会でも、どこにいても、日本語と同等に手話も掲示しなければなりません。例えば街の中の看板など、あらゆるところに日本語だけで（たまには英語もかかっているけれど）掲示されていて、聾の人たちは情報が入らず、生活できないことが多く、とても生きにくくなっています。周囲が日本語だけになっているために聾の人たちは学べず、「知的遅れ」として見られ、誤解を受けてしまい、かなり人権侵害になっています。そのことにより、心に傷がつけられ、人格形成にもかなり影響してしまいます。そして、社会全体で聾者も聾児も一体感となって生活していけるように手話を言語として見られていくことで生きる力の素になります。聾学校教員こそ、超自然的な手話を習得し、また、聾の心理と聾の行動（全て目で見て行動するため、動き方が</p>	<p>ご意見につきましては、施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p>
---	------	-------------------------	--	--

		<p>聴こえる人にはない動があります) をきちんと理解していけるようにしなければなりません。要するに<u>誕生時から手話という環境と「聾」とは何か?</u>という情報を0歳児～就学前(もしくは幼稚部入学前)までの時期に、提供しなければなりません。そうすることで聾児をもつ保護者が安心して子育てしていけるようになります。また、その家族、その地域、みんなで共に安心して暮らしていけるように、聾者も聴こえる人と同等に生活することで聴こえる人も手話を自然体で獲得できるようになります。</p> <p>提供できる方法はいくつかあると思います。例えば、産婦人科で誕生時に検査して聾とわかったときに、情報提供する所に通達して、その親子や家族に対応できるようにします。手話学習、聾とは何か?、将来を見通し、手話で子育てする方法、聾学校を紹介するなどしていきます。そのための情報提供する職員も、必要になります。</p> <p>どうか、乳幼児時期で人格形成の大事な時に、ぜひ、手話言語を使って会話することで、聾乳幼児に言語形成としての概念が作られるよう環境整備をぜひ、よろしく願いいたします。</p>	
--	--	--	--

※「意見等」は、原文記載。また、弘前市情報公開条例（平成18年2月27日弘前市条例19号）第7条に規定する不開示情報に該当するものは除く。